

【5月は消費者月間です。】

悪質な『点検商法』に注意!



点検商法とは?

「点検」と称して電話や訪問をして「工事が必要」「修理をしないと危険」などと言って、不安感をあおり契約させる悪質商法です。

こんな勧誘トークに注意しましょう!

○屋根点検の場合

「瓦がずれている、無料で点検しますよ。」
 「近所で作業中にお宅の屋根が壊れているのが見えました。
 無料で点検しますよ。」



アリンコちゃん

○分電盤点検の場合

「このまま使い続けると漏電する可能性があります。
 今すぐ交換した方がいいですよ。」

○床下点検の場合

「床下が湿っているから腐ってしまいますよ。」
 「腐った木片があるのでシロアリがいますよ。」

すぐに点検しないと
 大変な事になりますよ。



アリジーゴク



消費生活相談窓口からのアドバイス

- ・突然訪問してきた業者に安易に点検させないようにしましょう。
- ・その場ですぐに判断せず、家族に相談し複数業者から見積もりをとるなど慎重に検討しましょう。
- ・契約先の会社に点検を実施しているか確認しましょう。
- ・「不要です」とハッキリ断りましょう。



もし契約してしまったら... 



アリンシュタイン

訪問販売（点検商法）の契約はクーリング・オフの対象です。

（クーリング・オフ制度とは、対象となる取引において消費者が申し込みや契約をした後に、一定期間であれば無条件で一方向的に申し込みの撤回または契約の解除ができる制度です）

訪問販売におけるクーリング・オフ期間は、契約書面を受け取った日から数えて8日以内と定められています。

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても解決できる場合があるので、あきらめないで、まず消費生活相談窓口に相談しましょう。



「何か変だな」「不審だな」と思ったら、
お気軽にご相談ください。

西諸県地域消費生活相談窓口

（小林市役所市民課内）



● 相談窓口専用電話

☎ **23-1179**（直通）又は**188**（局番なし）

● 受付時間（土日祝日・年末年始を除く）

9：00～12：00、13：00～16：00

※来所相談を希望される方は、事前の連絡をお願いします。